

政令第 号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第四条第三項から第五項まで、第六条第二項第四号、第十五条第一項ただし書及び第二十条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成五年政令第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「(10)、(13)の1の項」を「(10)の1の項、(13)の2の項」に、「(41)の5の項及び8の項」を「(41)の6の項及び11の項」に、「(54)並びに(55)」を「(55)並びに(56)の2の項」に改める。

第九条第二号中「12の項及び13の項」を「15の項及び16の項」に改める。

別表第一の表二の第一の二のホ中(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

(2) もず科
1 <i>Lanius cristatus superciliosus</i> (アカモズ)

別表第一の表二の第一の六のロに次のように加える。

(3) たいこうち科

1 *Laccotrephes grossus* (タイウンタイコウチ)

別表第一の表二の第一の六のニの(3)に次の一項を加える。

3 *Oeneis norna sugitani* (タカネヒカゲハケ岳亜種)

別表第一の表二の第一の七のイの(2)に次の一項を加える。

20 *Satsuma sadami* (サダハムイムイ)

別表第一の表二の第一の七のイの(3)中4の項を13の項とし、3の項を10の項とし、同項の次に次の二項を加える。

11 *Stereophaedusa elongata* (タケノロギセル)

12 *Stereophaedusa inclyta* (リュウキユウギセル)

別表第一の表二の第一の七のイの(3)中2の項を4の項とし、同項の次に次の五項を加える。

5 *Reinia elegans* (ニシキコギセル)

6	<i>Reinia euholostoma</i> (ハナコギセル)
7	<i>Reinia holotrema</i> (マルクチコギセル)
8	<i>Reinia hungerfordiana</i> (カスガコギセル)
9	<i>Reinia masaoi</i> (アズママルクチコギセル)

別表第一の表二の第一の七のイの(3)中1の項を2の項とし、同項の次に次の一項を加える。

3	<i>Megalophaedusa masatokandai masatokandai</i> (オオイタジロギセル)
---	---

別表第一の表二の第一の七のイの(3)に1の項として次のように加える。

1	<i>Megalophaedusa fukudainadai</i> (ナルトギセル)
---	---

別表第一の表二の第一の七のイの(3)に次の一項を加える。

14	<i>Zaptyx longiplicata</i> (イトヒキツムガタノミギセル)
----	--

別表第一の表二の第一の七のイに次のように加える。

(4) きせるもどぎ科	
1	<i>Boninena callistoderma</i> (ハハジマキセルモドギ)

2	<i>Boninena hiraseana chichijimana</i> (チチジマキセルモドキ)
3	<i>Boninena hiraseana hiraseana</i> (ヒラセキセルモドキ)
4	<i>Boninena ogasawarae</i> (オガサトラキセルモドキ)
5	<i>Luchuena eucharistus</i> (ニジキキセルモドキ)
(5) おかものあらがい科	
1	<i>Boninosuccinea ogasawarae</i> (オガサトラオカモノアラガイ)
2	<i>Boninosuccinea punctulispira</i> (テンスジオカモノアラガイ)

別表第一の表二の第二の(7)中5の項を6の項とし、2の項から4の項までを一項ずつ繰り下げ、1の項を2の項とし、同項の前に次の一項を加える。

1	<i>Lonicera demissa</i> var. <i>borealis</i> (キタカミヒヨウタンボク)
---	--

別表第一の表二の第二の(8)に次の一項を加える。

8	<i>Senecio argunensis</i> (コウリンギク)
---	------------------------------------

別表第一の表二の第二の(10)に次の一項を加える。

2 *Schoenus calostachyus* (イハヤヒゲクサ)

別表第一の表二の第二の(12)中7の項を8の項とし、6の項を7の項とし、5の項の次に次の一項を加える。

6 *Polystichum neolobatum* (ヤシヤイノヂ)

別表第一の表二の第二の(12)に次の一項を加える。

9 *Polystichum shimurae* (シムライノヂ)

別表第一の表二の第二の(13)中3の項を4の項とし、2の項を3の項とし、1の項を2の項とし、同項の前に次の一項を加える。

1 *Rhododendron amakusaense* (アムクサハツバシツヅ)

別表第一の表二の第二の(15)に次の一項を加える。

3 *Euphorbia watanabei* subsp. *minamitanii* (ヒユウガタイゲキ)

別表第一の表二の第二の(22)中6の項を8の項とし、5の項を7の項とし、4の項を6の項とし、3の項の次に次の二項を加える。

4 *Ophiopogon reversus* (ヨナグニノシラソ)

5 *Polygonatum cryptanthum* (オスギウニグサソウ)

別表第一の表二の第二の(29)中37の項を38の項とし、2の項から36の項までを一項ずつ繰り下げ、1の項の次に次の一項を加える。

2 *Androcorys pusillus* (ヒメズラン)

別表第一の表二の第二の(37)中3の項を4の項とし、2の項を3の項とし、1の項の次に次の一項を加える。

2 *Lepisorus oligolepidus* (クロコノギソウ)

別表第一の表二の第二の(39)中1の項を2の項とし、同項の前に次の一項を加える。

1 *Lysimachia tashiroi* (オニコナスビ)

別表第一の表二の第二の(41)中8の項を11の項とし、7の項を10の項とし、6の項を9の項とし、5の項を6の項とし、同項の次に次の二項を加える。

7 *Ranunculus altaicus* subsp. *shinanoalpinus* (タカネキンポウゲ)

8 *Ranunculus kitadakeanus* (キタダケキンポウゲ)

別表第一の表二の第二の(41)中4の項を5の項とし、3の項を4の項とし、2の項の次に次の一項を加える。

3	<i>Aconitum jalense</i> subsp. <i>jalense</i> (コウライブシ)
---	--

別表第一の表二の第二の(46)に次の一項を加える。

2	<i>Solanum miyakojimense</i> (イラブナスビ)
---	---------------------------------------

別表第一の表二の第二の(52)の1の項中「*Sciaphila yakushimensis*」を「*Sciaphila yakushimensis* var. *yakushimensis*」に改め、同表の第二中(56)を(57)とし、同表の第二の(55)中1の項を2の項とし、同項の前に次の一項を加える。

1	<i>Callicarpa longissima</i> (タカクムムラキギ)
---	---

別表第一の表二の第二中(55)を(56)とし、(54)を(55)とし、(53)を(54)とし、(52)の次に次のように加える。

(53)	セリ科
------	-----

1	<i>Tilingia tsusimensis</i> (ツジマノダケ)
---	--------------------------------------

別表第二の表二の第一の一のイの(2)の26の項を削り、同表の第一の一のイの(2)の25の項中「*Ovis ammon nigrimontana*」を「*Ovis nigrimontana*」に改め、同項を同表の第一の一のイの(2)の26の項とし、同表の第一の一のイの(2)の24の項中「*Ovis ammon hodgsonii*」を「*Ovis hodgsonii*」に改め、同項を同表の第一の一の

イの(2)の25の項とし、同表の第一の一のイの(2)の23の項の次に次の一項を加える。

24 <i>Ovis gmelini</i> (オヴイヌ・グメラニ)	キプロスの個体群に属する個体等については昭和55年11月4日、その他の個体等については令和3年1月4日
------------------------------------	---

別表第二の表二の第一の一のイの(2)の27の項中「*Ovis aries vignei*」を「*Ovis vignei*」に改め、同表の第一の一のロの(3)中20の項から22の項までを削り、19の項を23の項とし、16の項から18の項までを四項ずつ繰り下げ、15の項を18の項とし、同項の次に次の一項を加える。

19 <i>Panthera uncia</i> (ユキヒョウ)	昭和55年11月4日
----------------------------------	------------

別表第二の表二の第一の一のロの(3)中14の項を17の項とし、13の項を16の項とし、12の項を削り、11の項を14の項とし、同項の次に次の一項を加える。

15 <i>Panthera leo</i> (ライオン)	インドの個体群に属する個体等については昭和55年11月4日、
-------------------------------	--------------------------------

	その他の個体等については令和3年1月4日
--	----------------------

別表第二の表二の第一の一のロの(3)中10の項を12の項とし、同項の次に次の一項を加える。

13	<i>Neofelis diardi</i> (スンダウンピョウ)	昭和55年11月4日
----	-----------------------------------	------------

別表第二の表二の第一の一のロの(3)中9の項を11の項とし、8の項を10の項とし、7の項を9の項とし、同表の第一の一のロの(3)の6の項中「*Leopardus jacobitus*」を「*Leopardus jacobita*」に改め、同項を同表の第一の一のロの(3)の8の項とし、同表の第一の一のロの(3)中5の項を6の項とし、同項の次に次の一項を加える。

7	<i>Leopardus guttulus</i> (サザンタイガーキャット)	平成2年1月18日
---	---	-----------

別表第二の表二の第一の一のロの(3)の4の項の次に次の一項を加える。

5	<i>Herpailurus yagouaroundi</i> (ジャガランブレイ)	昭和55年11月4日
---	--	------------

別表第二の表二の第一の一のロの(3)に次の一項を加える。

24	<i>Puma concolor</i> (ピューマ)	コスタリカ及びパナマの個体群
----	-----------------------------	----------------

	に属する個体等については昭和55年11月4日、その他の個体等については令和3年1月4日
--	---

別表第二の表二の第一の二のりに次のように加える。

(8) めじろ科	
1	<i>Zosterops albogularis</i> (ジョフオークメジロ)
	令和3年1月4日

別表第二の表二の第一の二のワの(1)の6の項を削り、同表の第一の二のワの(3)の29の項中「のうち*Pezoporus wallicus flaviventris* (キバウキジンシロ) 以外のもの」を削り、同表の第一の二のワの(3)中37の項を39の項とし、36の項を38の項とし、35の項を37の項とし、34の項を35の項とし、同項の次に次の一項を加える。

36	<i>Psittacus erithacus</i> (ヨウム)	平成29年1月2日
----	----------------------------------	-----------

別表第二の表二の第一の二のワの(3)の33の項の次に次の一項を加える。

34	<i>Psephotus pulcherrimus</i> (ゴクラクインコ)	令和3年1月4日
----	---	----------

別表第二の表二の第二の(4)の6の項中「*Echinocereus ferreirianus* ssp. *lindsayi* (ユキノケレウス・フホルレイウラムス・リンズサイイ)」を「*Echinocereus ferreiranus* ssp. *lindsayorum* (ユキノケレウス・フホルレイウラムス・リンズサイヨラム)

」に改め、同表の第二の(13)の3の項及び4の項を削り、2の項を4の項とし、1の項の次に次の二項を加える。

2	<i>Cattleya jongheana</i> (カトレヤ・ヨンゲアナ)	昭和55年11月4日
3	<i>Cattleya lobata</i> (カトレヤ・ロバタ)	昭和55年11月4日

別表第二の表二の第二の(13)中8の項を9の項とし、7の項を8の項とし、6の項を7の項とし、5の項を6の項とし、同項の前に次の一項を加える。

5	<i>Mexipedium xerophyticum</i> (メクスインペディウム・クセロフィクテイウム)	平成2年1月18日
---	--	-----------

別表第三の第一の(7)中1の項を2の項とし、同項の前に次の一項を加える。

1	<i>Polystichum neolobatum</i> (ヤシヤイノダヅ)
---	---

別表第三の第一の(11)中6の項を7の項とし、5の項を6の項とし、4の項を5の項とし、3の項の次に次

の一項を加える。

4	<i>Polygonatum cryptanthum</i> (クヌギフニグチソウ)
---	--

別表第三の第一の(14)に次の一項を加える。

2	<i>Lepisorus oligolepidus</i> (ウロコノキンノブ)
---	--

別表第三の第一中(17)を(18)とし、(16)を(17)とし、同表の第一の(15)中5の項を6の項とし、4の項を5の項とし、3の項の次に次の一項を加える。

4	<i>Ranunculus kitadakeanus</i> (キタダケキンポウゲ)
---	--

別表第三の第一中(15)を(16)とし、(14)の次に次のように加える。

(15)	さくらそう科
------	--------

1	<i>Lysimachia tashiroi</i> (オニコナスビ)
---	-------------------------------------

別表第七中23の項を26の項とし、9の項から22の項までを三項ずつ繰り下げ、8の項を削り、7の項を10の項とし、同項の次に次の一項を加える。

11	<i>Puma concolor</i> (ピューマ)
----	-----------------------------

コスタリカ及びパナマの個体群

個体、器官、加工品

	以外の個体群	
--	--------	--

別表第七中6の項を9の項とし、5の項を6の項とし、同項の次に次の二項を加える。

7	<i>Herpailurus yagouaroundi</i> (ジャガランデイ)	中米及び北米の個体群以外の個体群	個体、器官、加工品
8	<i>Panthera leo</i> (ライオン)	インドの個体群以外の個体群	個体、器官、加工品

別表第七中4の項を5の項とし、3の項を4の項とし、2の項を3の項とし、1の項の次に次の一項を加える。

2	<i>Ovis gmelini</i> (オヴィンス・グメリ)	キプロスの個体群以外の個体群	個体、器官、加工品
---	---------------------------------	----------------	-----------

附 則

この政令は、令和三年一月四日から施行する。

理由

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図るため、国内希少野生動植物種としてアカモズ等を追加する等の必要があるからである。